

～ 農地を広くして作業の効率化を図りたいと思いませんか ～

大区画化等加速化支援事業

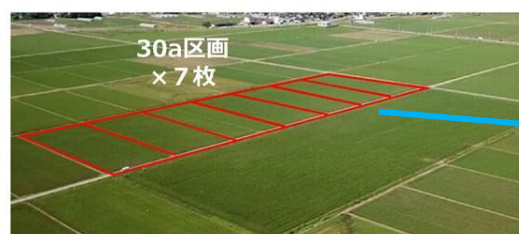
生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援する制度です！

実施要件

- ・事業実施主体：農業者等【 担い手、集落営農組織、農業法人等 】
- ・事業実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること。
- ・農用地の区画拡大を実施すること。

主な工種（工種や対象の面積、延長に応じて定額助成＜裏面を参照＞）

- ・農用地の区画拡大【必須】＋更新整備（排水口）
- ・以下は、農用地の区画拡大と併せ行うことが出来る支援メニュー
暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫、更新整備（用排水路、農作業道、畦畔等）



畦畔除去



暗渠排水



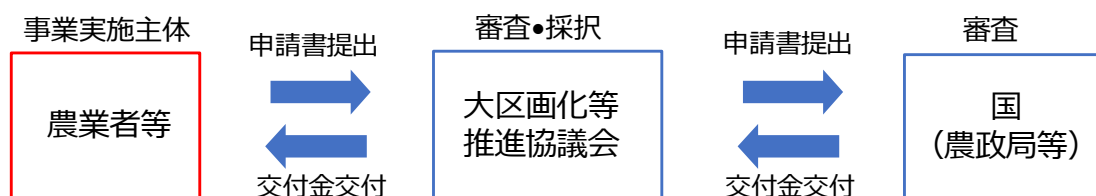
除礫



排水口

<事業の流れ>

大区画化等推進協議会を通じて農業者へ交付金が交付される仕組みです。



※大区画化等推進協議会：各都道府県に1つずつ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

主な工種と助成額

事業種類	事業内容	助成額		
		通常※1	集約化する場合※2	大区画化する場合※3
1. 農用地の 区画拡大 ※必須：い ずれかを行う 必要があります。	畦畔除去、均平作業等による区画拡大を支援	【 】は農業者等が自主施工を行う場合の助成額		
	・ほ場の高低差が10cm超、表土扱いあり	27.5万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【24万円/10a】	36万円/10a 【26万円/10a】
	※概ね高低差50cmが負担金有無の目安			
	・ほ場の高低差が10cm以下、表土扱いあり	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】
	・ほ場の高低差が10cm以下、表土扱いなし	7万円/10a 【6万円/10a】	8万円/10a 【7万円/10a】	9万円/10a 【7.5万円/10a】
2. 更新整備	・畦畔除去のみの場合：	4万円/100m 【4万円/100m】	【4.5万円/100m】 4.5万円/100m	【5万円/100m】 5万円/100m
	・排水口の更新	5万円/箇所 【3.5万円/箇所】	6万円/箇所 【4万円/箇所】	6.5万円/箇所 【4.5万円/箇所】
✚ 以下は、農用地の区画拡大と併せ行うことが出来る支援メニュー				
3. 暗渠排水	・表土扱いあり	22.5万円/10a 【16.5万円/10a】	27万円/10a 【19.5万円/10a】	29.5万円/10a 【21.5万円/10a】
	・表土扱いなし	22万円/10a 【16万円/10a】	26万円/10a 【19万円/10a】	29万円/10a 【21万円/10a】
4. 湧水処理	・表土扱いあり：	24万円/100m 【17万円/100m】	28.5万円/100m 【20万円/100m】	31.5万円/100m 【22万円/100m】
	・表土扱いなし	23万円/100m 【16.5万円/100m】	27.5万円/100m 【19.5万円/100m】	30万円/100m 【21.5万円/100m】
5. 客土	耕土深15cm以下	27.5万円/10a 【19万円/10a】	33万円/10a 【22.5万円/10a】	36万円/10a 【25万円/10a】
6. 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む	25万円/10a 【17万円/10a】	30万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【22万円/10a】

※概算事業費については、地形条件・作業内容等によっては負担金が生じる可能性があります。

事業概要の詳細

※1通常とは、1ha未満の区画拡大であり、かつ、※2に該当しないもの。
 ※2集約とは、同一の担い手の経営等農用地が1ha以上の団地となるものをいいます。
 ※3大区画とは、1枚の農用地の面積が1ha以上であるものをいいます。



お問合せ先：大分県土地改良事業団体連合会 西部事務所
担当：宮尾
〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇472-2
TEL：0973-72-1952 FAX：0973-72-3419
E-mail：s-daikukaku@midorinet-oita.or.jp